

国立大学法人京都大学永年勤続者表彰規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (表彰を受ける者)                      第2条 表彰は、教職員（<u>講師以上の教員</u>を除く。）であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好な者について行う。                      (1) 創立記念日において、勤続期間が20年に達する者                      (2) 創立記念日において、勤続期間が30年に達する者                      (3) 前2号に相当すると京都大学総長（以下「総長」という。）が認める者                      (後 略)</p>	<p>(表彰を受ける者)                      第2条 表彰は、教職員（<u>教授、准教授、講師及び助教</u>を除く。）であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好な者について行う。                      (1) }                      (2) } (同 左)                      (3) }                      附 則                      この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>